

令和3年度入会

練馬区立学童クラブ

練馬区立ねりっこ学童クラブ



練馬区公式アニメキャラクター ねり丸 ©練馬区

案内

必ずお読みください

問い合わせ先

練馬区立学童クラブに関すること

練馬区子育て支援課子ども育成係

03-5984-5827

区立委託学童クラブに関すること

練馬区子育て支援課運営支援係

03-5984-1078

練馬区立ねりっこ学童クラブに関すること

練馬区子育て支援課放課後児童対策係

03-5984-1519

練馬区ホームページから、入会申請書等のダウンロードが可能です。

練馬区トップページ

各種サービス オンラインサービス

申請書ダウンロード 出産・子ども

学童クラブ

学童クラブ・ねりっこ学童クラブ入会申請書類

(<https://www.city.nerima.tokyo.jp/dl/shussan/gakudo/index.html>)

目次

申込から入会まで	1ページ
受付期間と場所	2ページ
よくあるご質問	3ページ
1 学童クラブとは	6ページ
2 学童クラブの概要	6ページ
3 学童クラブに入会できる児童	7ページ
4 入会審査について	8ページ
5 入会申請手続きについて	12ページ
6 入会申請の結果について	12ページ
7 入会承認となった場合	13ページ
8 入会待機となった場合	14ページ
9 ねりっこプラスについて	18ページ
10 高学年(4~6年生)の申請について	20ページ
11 心身に障害のある児童の学童クラブ 入会申請について	22ページ
12 練馬区立学童クラブ一覧	24ページ
13 練馬区立ねりっこ学童クラブ一覧	25ページ
14 練馬区立小学校に対応する 学童クラブ一覧	26ページ
入会申請時に必要な書類について	(別冊)

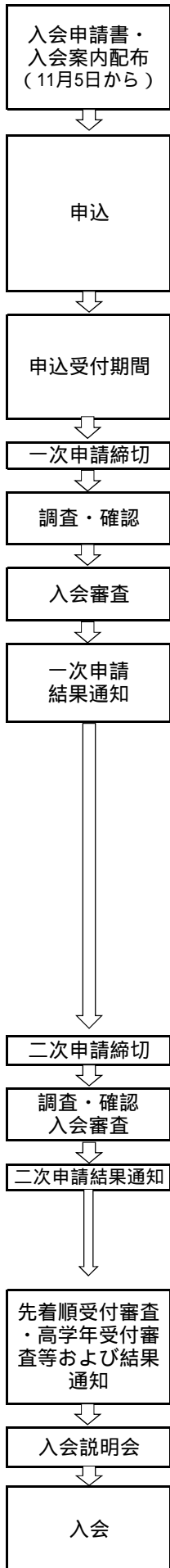
ねりっこ学童クラブとは、「ねりっこクラブ」における学童クラブ事業で、令和3年度は37小学校内で実施します。

事業内容はこれまでの学童クラブと変わりなく、入会申請についても同様の手続きが必要です。

本案内の「学童クラブ」とは、練馬区立学童クラブおよび練馬区立ねりっこ学童クラブのことをさします。

○ 申込から入会まで

詳細は、以下に記載のページでご確認ください



各学童クラブや児童館、練馬区子育て支援課で配布します。
また、練馬区ホームページからもダウンロードできます。
練馬区トップページ 各種サービス オンラインサービス
申請書ダウンロード 出産・子ども 学童クラブ 入会申請書類

必要書類をすべてご用意の上、お申込みください。
就労、就学等それぞれの条件によりご用意いただく書類が異なります。
受付時に書類確認を行います。確認にお時間をいただきますので、あらかじめご了承ください。
不備があると、受付できない場合があります。
職員が保育にあたっている時間は、お待ちいただく場合があります。

令和3年4月1日からの入会を希望する場合
次ページで詳細をご確認ください。
令和3年4月2日以降の入会を希望する場合
先着順受付となります。入会希望日の14日前から受付を行います。

翌日から二次申請の受付開始となります。

受付学童クラブや子育て支援課担当者から、保護者・職場へ電話確認を行う場合があります。

各学童クラブごとの受入上限人数に応じて、入会基準・入会指数などをもとに審査を行います。

2月中旬に、郵送で選考結果をお知らせします。
入会申請数が学童クラブの受入上限人数を超えた場合には、申請先学童クラブに入会可能となるまでお待ちいただくこととなります（入会待機）。

入会できる場合
『学童クラブ入会承認通知書』を郵送します。

入会待機となる場合
『学童クラブ入会待機通知書』を郵送します。
通知書には待機順位が記載されています。
近隣学童クラブに空きがある場合、二次申請の審査前に申請先を変更することができます（申請先変更）。
ねりっこ学童クラブで入会待機の場合、「ねりっこプラス」に申請することができます。

令和3年3月2日から先着順申請の受付開始となります。

一次申請と同様に、調査・確認・入会審査を行います。

3月中旬に、郵送で選考結果をお知らせします。

入会できる場合・入会待機となる場合のいずれも一次申請と同様に通知書を郵送します。

待機の場合、申請先変更のご案内はありません。変更をご希望の場合は
辞退届を提出のうえ新たな希望学童クラブへ申請し直してください。

入会決定者が受入上限人数等より少ない学童クラブの場合、先着順で入会することができます。随時、審査等を行い、承認（もしくは待機）通知書を郵送します。受入上限人数等を超えた場合は入会待機となります。

学童クラブごとに行います。

令和3年4月1日からの入会となります。
令和3年4月2日以降の申請については随時受付・審査を行います。

受付期間・時間・場所等の詳細
(受付期間と場所)
2ページ
申込できる条件
(3 学童クラブに入会できる児童)
7ページ
必要書類
(5 入会申請手続きについて)
12ページ

審査方法
(4 入会審査について)
8ページ

入会承認になったら
(7 入会承認となった場合)
13ページ

入会待機になったら
(8 入会待機となった場合)
14ページ

高学年受付について
(10 高学年の申請について)
20ページ



受付期間と場所

申請は1年ごとです。令和3年4月1日から令和4年3月31日まで学童クラブの利用を希望する方は、以下の日程でお申込みください。なお、一次申請期間中は窓口が込み合います。また、保育時間中は受付に時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

令和3年4月1日からの入会を希望する場合

一 次 申 請 受 付 ...低学年(1~3年生)および心身に障害のある児童(1~6年生)

期間	令和2年11月12日(木)~12月3日(木)	
曜日	月~土曜日(ただし、11月23日(祝・月)を除く)	
場所	練馬区立学童クラブ 練馬区立ねりっこ学童クラブ 学童クラブ一覧で所在地をご確認ください(P24~25) (できる限り入会を希望する学童クラブにお申込みください)	練馬区子育て支援課 (〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎10階)
時間	月~金曜日 午前9時30分~午後6時 土曜日 午前9時~午後5時	月~金曜日 午前8時30分~午後8時 土曜日 午前9時~午後5時

土曜日は合同保育のため、学童クラブ職員が不在の場合があります(24ページをご覧ください)。お申込みをされる前に、一度各学童クラブへお問い合わせいただくようお願いします。

二 次 申 請 受 付 ...低学年(1~3年生)および心身に障害のある児童(1~6年生)

期間	令和2年12月4日(金)~令和3年3月1日(月)	
曜日	月~土曜日 (12月29日~1月3日、祝日を除く)	月~金曜日 (12月29日~1月3日、祝日を除く)
場所	練馬区立学童クラブ 練馬区立ねりっこ学童クラブ	練馬区子育て支援課
時間	月~金曜日 午前9時30分~午後6時 土曜日 午前9時~午後5時	月~金曜日 午前8時30分~ 午後5時15分

2月下旬(二次申請締切前)に区ホームページ内にて、各学童クラブの空き状況をお知らせする予定です。

郵送による提出

各学童クラブは郵送による提出をお受けしません。

新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、窓口の混雑が予想される一次申請および二次申請期間中は、申請書類等を郵送でもお受けします。

郵送による提出は、**各締切日必着**とします。ただし、書類に不備・不足がある場合は、**全ての書類が揃った時点で申請受付**となります。

郵送で提出される場合は、**別紙「申請書類等を郵送で提出される方へ【注意事項】」を必ずお読みの上**、ご提出ください。

注意事項

電子メールやFAXでの申請はできません。申請書類等は、保護者が直接お持ちください。なお、一次申請および二次申請期間中は郵送申請も可能です。

書類に不備がある場合は、書類を揃えた上で申請をしていただくこととなります(郵送の場合も、全ての書類が揃った時点で申請受付となります)。必要書類にご不明な点がある場合は、事前にご相談ください。

各学童クラブで申請される場合、職員が保育にあたっている時間には、お待ちいただく場合があります。

窓口で提出の場合、書類の確認等に10分程度お時間をいただきます。あらかじめご了承ください。

一次申請および二次申請以降（先着順受付）...低学年（1～3年生）および心身に障害のある児童（1～6年生）

期間等	令和3年3月2日（火）から（受付曜日・場所・時間は二次申請と同じです）	
高学年（4～6年生）申請受付 （3月2日・3日の申請が定員を超えた場合は選考基準に基づき審査。以降、先着順受付）		
期間	令和3年3月2日（火）から	
曜日	月～土曜日（祝日を除く）	月～金曜日（祝日を除く）
場所	入会を希望する練馬区立学童クラブ 対象施設については、2月上旬に区ホームページで見込み状況をお知らせする予定です。	練馬区子育て支援課 （練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎10階）
時間	月～金曜日 午前9時30分～午後6時 土曜日 午前9時～午後5時	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 3月2日（火） 午前8時30分～午後8時

先着順受付および高学年申請は、郵送申請できません。

よくあるご質問

Q1 令和3年4月1日からの入会を希望する場合、早く申請した方が有利になりますか？

A1 一次申請の期間内に申請をされれば、申請日にかかわらず、最も優先度が高くなります。
初めに一次申請期間に申請された方について入会審査および承認を行います。その後、各学童クラブの空き枠数に対して、二次申請期間に申請した方の入会審査を行うためです。なお、一次申請、二次申請については、各期間内の申請であれば、申請日によって優先度が変わることはありません。
二次申請期間終了後の令和3年3月2日（火）からは、先着順での受付となります。
受付期間および時間等の詳細については2ページ「受付期間と場所」をご覧ください。
いずれの期間の申請であっても、すべての申請書類を揃えていただいた上で受付となりますので、提出の際には必ずご確認ください。

Q2 現在学童クラブに在籍しています。継続利用したい場合も、申請しなくてもいいのですか？

A2 学童クラブの入会は各年度で承認されるため、利用を希望する場合は毎年申請していただく必要があります。なお、前年度入会していても、翌年度必ず入会できるとは限りません。
学年により、入会申請できる条件や、入会選考における指数が変わります。詳しくは7ページ「3 学童クラブに入会できる児童」、8ページ「4 入会審査について」、12ページ「5 入会申請手続きについて」をご覧ください。

Q3 複数の学童クラブへ、同時に申請することはできますか？希望はいくつまでできますか？

A3 複数の学童クラブ（区立委託・ねりっこを含む）に重複して申請することはできません。また、希望できる学童クラブは1か所のみです（心身に障害のある児童として入会を希望する場合のみ、第2・第3希望をご記入いただけます）。

入会申請の手続きについては、12ページ「5 入会申請手続きについて」をご覧ください。

Q4 申請先学童クラブを変更することはできますか？

A4 一次申請期間中の場合は、申請した学童クラブにご連絡ください。

一次申請期間を終了してから、申請先を変更することはできません。一次申請期間の終了後に取下願（結果通知後は辞退届）をご提出いただき、改めて希望する学童クラブへ申請することはできます。ただし、この場合、改めての申請を受け付けた日が二次申請期間であれば二次申請扱いとなり、それ以降は先着順での受付となります。

入会申請の期間の詳細は、2ページの「受付期間と場所」をご覧ください。

Q5 入会待機となった場合、ほかの学童クラブに入会希望を変更できますか？

A5 一次申請期間に申請し、入会待機となった方には、近隣の学童クラブ空き状況一覧と、二次申請の審査前に入会申請先を変更される場合のご案内をお送りします。詳しくは14ページ「8 入会待機となった場合」をご覧ください。

申請先を変更せず、そのまま待機する場合や二次申請期間以降に入会待機となった方には、ランドセルを持ったまま児童館等に直接来館できる「ランドセル来館」（登録制）等をご案内します。詳しくは15ページをご覧ください。

また、ねりっこ学童クラブで入会待機となった方は、「ねりっこプラス」（定員制）を利用することができます。「ねりっこプラス」の詳細は、18ページの「9 ねりっこプラスについて」をご覧ください。

Q6 保護者の就労を理由に入会申請するときの就労証明書は、練馬区立保育園と共通ですか？

A6 学童クラブ入会申請用の就労証明書は、学童クラブ専用のもので、保育園と共通ではありません。学童クラブ・保育園それぞれ指定の様式をお使いいただく必要があります。

詳しくは別冊「入会申請時に必要な書類について」をご覧ください。

Q7 派遣（パート）で働いています。

就労証明書の契約満了日が令和3年3月までとなっていますが、申請できますか？

A7 契約の更新予定がある場合、申請は可能です。就労証明書に契約更新「1 有」と記載してもらってください。なお、審査の結果入会となる場合の入会承認期間は令和3年4月末までの1か月間となります。詳細およびその他期間限定での入会となる場合については、13ページ「7 入会承認となった場合」をご覧ください。

Q 8 就労証明書の提出が必要なのは、入会申請書の提出時のみですか？

A 8 学童クラブの入会承認期間は、年度末（令和4年3月）を限度として、就労証明書等の提出書類により児童の保育を必要とする状況が確認できる期間までとなります。提出された就労証明書に記載の契約期間が限定的な場合等には、入会延長申請書兼変更届と就労証明書等書類が必要です。

詳しくは13ページの「7 入会承認となった場合」をご覧ください。

入会後の変更事項について

入会申請時に提出した書類等の内容に変更が生じた場合は、速やかに入会している学童クラブまたは子育て支援課へ届け出ていただく必要があります。詳しくは14ページをご覧ください。

Q 9 入会できる人数を超える申請があった場合、どのように審査するのですか？

A 9 入会選考基準（入会優先順位に関する基準）に基づき審査を行います。具体的には、保護者の状況等に応じて指数を算出し、指数の高い方から入会承認となります。指数が同点の場合は、同点の場合の判定方法により承認を行います。

入会選考基準については10ページ、指数が同点の場合の判定方法については11ページをご覧ください。

Q10 通勤や通学にかかる時間はどのように扱われますか？保育を必要とする時間とみなされますか？

A10 保護者の状況が就労・就学などの場合には、通勤・通学等に要する時間を「保育を必要とする時間」として扱います。「保育を必要とする」状況や、通勤・通学等に要する時間の考え方については、7～8ページをご覧ください。

Q11 高学年の申請の流れはどのようになりますか？

A11 一部の学童クラブで高学年（4～6年生）の受入れを行っています。令和3年度の対象施設については、2月上旬に区ホームページ内、暮らしのガイド「子育て」の「学童クラブ」で見込み状況をお知らせする予定です。詳しくは、20ページをご覧ください。

なお、心身に障害のある児童については、学年に関わらず22ページ「11 心身に障害のある児童の学童クラブ入会申請について」をご覧ください。

Q12 母が土曜日の午前8時から午後1時まで就労しています。保育を必要とする日と認められますか？

A12 土曜日については、就労等の時間（通勤・通学等に要する時間を含む）が午前9時から午後5時にかかっていれば、保育を必要とする日と認めています。ご質問の場合、母については保育を必要とする日として認めます。保育を必要とする日の考え方については、7ページを、勤務曜日が父母で異なる場合の考え方については、9ページをご覧ください。

Q13 新型コロナウイルス感染症の影響で、就労証明書を発行してもらった時点では在宅勤務をしています。一次申請期間に申請する場合、令和3年4月1日時点の就労形態が決まっていなくても問題ありませんか？就労証明書はどのように記載してもらえば良いですか？

A13 就労証明書発行日時点で、令和3年4月1日以降の就労形態が決まっていなかった場合、出勤（居宅外）の可能性あるときには、その旨を就労証明書に記載してもらってください。出勤（居宅外）の可能性ある旨の記載がある場合には、「居宅外」とみなし、通勤時間も含めて判定します。

1 学童クラブとは

学童クラブとは、保護者の就労等により主に放課後の時間帯に保育を必要とする児童が、年齢が異なっても仲間となって楽しく遊び共に過ごすことで、豊かに育つための事業です。練馬区では、保育を必要とする小学生を対象に学童クラブ事業を運営しています。

練馬区立学童クラブ

練馬区立学童クラブは、令和3年4月から、児童館内（15クラブ）地区区民館内（8クラブ）厚生文化会館内（1クラブ）小学校内（17クラブ）保育園併設（4クラブ）その他単独（7クラブ）の52か所で運営します。

練馬区立ねりっこ学童クラブ

ねりっこ学童クラブとは、「ねりっこクラブ」における学童クラブ事業で、令和3年度は37小学校内で実施します。事業内容は、これまでの学童クラブと変わりなく、入会申請についても同様の手続きが必要です。ねりっこ学童クラブに入会すると、「ねりっこひろば」にも登録されます。

【ねりっこクラブ】

「学童クラブ」と「児童放課後等居場所づくり（ひろば）事業」それぞれの機能・特色をそのままに、一体的に事業の運営を行うものです。小学校の施設を活用し、「ねりっこ学童クラブ」と実施校の児童なら誰でも利用できる「ねりっこひろば」事業を併せて実施し、様々な学年の子どもたちや地域の方々、ひろばスタッフ、学童クラブの職員等と交流しながら放課後を過ごす事業です。

令和3年度実施校は25ページ「13 練馬区立ねりっこ学童クラブ一覧」をご覧ください。

児童放課後等居場所づくり（ひろば）事業については、16ページをご覧ください。

2 学童クラブの概要

学童クラブの所在地等は、24～25ページ「12 練馬区立学童クラブ一覧」「13 練馬区立ねりっこ学童クラブ一覧」をご覧ください。

（1）保育時間

曜日	学校登校日	学校休業日（夏休み等）
月～金曜日	放課後 ～ 午後6時	午前9時 ～ 午後6時
土曜日	放課後 ～ 午後5時	午前9時 ～ 午後5時

日曜日・祝日・年末年始（12月29日～翌年1月3日）はお休みします。

区立委託学童クラブおよびねりっこ学童クラブでは、朝（午前8時から）と夕方（午後7時まで）の延長保育を実施しています。

（2）保育料

月額5,500円（同一世帯二人目以降の児童は月額4,500円）

区立委託学童クラブおよびねりっこ学童クラブの延長保育を利用する場合には、別途延長保育料がかかります。朝の延長保育料は月額500円、夕方の延長保育料は月額2,000円です。

延長保育は区立委託学童クラブおよびねりっこ学童クラブで実施しています。

遠足等行事における交通費、入場料等の実費は個別にかかります。

毎月1日に在籍している場合は、その月分の保育料がかかります

（入院等の特別な事情で1か月以上欠席する場合でも、保育料はかかります）

保育料の日割り計算は行いません（出席日数が少ない等の理由による減額はありせん）

(3) 保育料の納付方法と免除申請について

保育料のお支払は原則として口座振替をご利用いただくようお願いいたします(保育料の納付期限は毎月末日です。末日が金融機関休業日の場合は翌営業日です)。

保育料の滞納がある場合、入会指数が減点され、学童クラブに入会できない場合がありますのでご注意ください。

入会承認後、以下のいずれかにあてはまる場合、保育料免除申請書を提出し承認されると保育料が免除されます。なお、免除期間は申請書を受け付けた日の属する月から当該年度末まで適用となります。免除申請は年度ごとに必要です。

- ・生活保護受給世帯に該当する方
- ・住民税非課税世帯(所得割および均等割がともに非課税であること)に該当する方
- ・地方税法上の寡婦(夫)とみなして住民税を算定した場合、住民税が非課税世帯となる方

3 学童クラブに入会できる児童

学童クラブは、放課後を中心に「保育を必要とする」状況にある児童の健全な育成を図るための事業です。学童クラブに入会できる児童は、以下の要件をすべて満たす児童です。

対 象	小学生
住 所	練馬区内に在住、または区外在住で練馬区立小学校に通学する児童
入会基準	学童クラブ入会基準(8ページ参照)に、保護者・児童とも該当する 心身に障害のある児童については、22ページも必ずご覧ください。 高学年(4~6年生)については、20ページもご覧ください。(心身に障害のある児童を除きます)

保育を必要とするとは？

保育を必要とするとは、保護者が就労等の状態にあることをいいます。
保護者が複数(父と母等)の場合には、複数の保護者がともに就労等の状態にあることをいいます。

学童クラブの開設時間内に保育を必要とすると認められる場合とは

以下の の時間帯に就労時間等がかかる場合です(通勤・通学等に要する時間を含む)。
就労の場合、勤務時間は、休憩時間を含む就業規則等で定めている時間です。残業時間は含みません。

児童が小学1年生の場合 月曜日から金曜日の午後3時から午後6時まで
児童が小学2年生以降の場合 月曜日から金曜日の午後4時から午後6時まで
土曜日の午前9時から午後5時まで

例：保育を必要とする日の考え方

月～金曜日の午後2時30分に勤務終了し、通勤1時間(合計 午後3時30分まで)、児童が1年生の場合
保育を必要とする日として認める。

月～金曜日の午後3時30分に勤務終了し、通勤15分(合計 午後3時45分まで)、児童が2年生の場合
保育を必要とする日として認められない。

土曜日の午後1時に勤務が終了し、通勤5分(合計 午後1時5分まで)、
保育を必要とする日として認める。

通勤・通学等に要する時間（通勤・通学等の時間）の取扱いについて

保護者の状況が「就労」「就学」「看護・付添い」の場合には、「入会基準」「入会選考基準」判定の際に、通勤・通学等の時間を「保育を必要とする時間」に含んで判定します。時間については、「通勤・通学等の経路」に基づき、以下の区基準により区で算出します。

通勤・通学等の時間は、自宅と事務所等（事務所、学校・職業訓練施設、看護・付添い先）との間の移動に要する時間です。

自宅と事務所等の直行経路による時間（保育園の送迎や買物は含まない）です。

徒歩の場合は、直線 1 kmにつき 20 分（時速 3 km）とします。

自転車の場合は、直線 1 kmにつき 10 分（時速 6 km）とします。

自家用車、オートバイの場合は、直線 1 kmにつき 4 分（時速 15 km）とします。

公共交通機関（電車・バス）利用時間は、区の基準による時間計算により算出します。

夜間就労の勤務終了時刻の考え方について

夜間就労の場合は、勤務終了後（通勤・通学等に要する時間を含む）に、睡眠・休息等をとるものと仮定し、勤務終了時間に 8 時間を加えた時間を就労時間等の終了時刻とみなします。

4 入会審査について

提出された書類により学童クラブ入会基準を満たすかどうかを確認します（入会基準の審査）。入会申請者数が、学童クラブの受入上限人数よりも少ない場合は、入会基準を満たしていれば入会を承認します。

入会基準を満たしている申請者数が申請先学童クラブの受入上限人数を超えた場合には、入会選考基準（10 ページ参照）に基づき、入会指数の高い方から入会を承認します（入会選考基準の審査）。



入会基準とは

入会基準とは、学童クラブの入会を申請するにあたり、満たす必要のある条件です。

以下の（１）保護者の状況、（２）児童の状況ともに基準を満たす必要があります。

（１）保護者の状況

次に掲げる状況により、**4週**で16日以上（日曜日を除く）学童クラブの開設時間内に保育を必要とすると認められる場合、保護者について学童クラブ入会基準を満たすと判定します。

保護者の状況により、入会申請に必要な書類が異なります。必要な書類は、別紙「入会申請時に必要な書類について」でご案内していますので、ご確認ください。

日曜日は、学童クラブで保育を行っていないため、保育を必要とする日には数えません。これ以降の説明においても、日数を数える際は日曜日を除いて数えます。

保護者の状況		形態
1 就労		雇用されている場合（会社員など）
		会社経営または自営の場合（第三者から就労の証明書がとれない場合を含む）
2 就学または技能訓練		学校教育法に定める学校等、または職業訓練施設に通っている場合
3 疾病	入院	疾病により入院中の場合
	居宅内療養	病気により居宅内での療養が必要な場合（精神性・感染性の病気を含む）
4 障害		身体障害者手帳4級または愛の手帳4度以上に相当する場合、または精神障害者保健福祉手帳がある場合
5 看護・付き添い		入院等による付添いをする必要がある、自宅で常時看護をする必要がある場合
6 出産（注）		産前産後を通じて16週間（産前8週、産後10週を限度とする） 多胎妊娠の場合は産前産後を通じて24週間（産前14週、産後10週を限度とする） 出産日は産前に含み、産後は出産日の翌日から起算する。
7 その他	災害	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧にあたっている場合
	内定	就労・就学が内定している場合
	その他	明らかに保育を必要とすると認められる場合

（注）育児休業中の場合は当てはまりません。ただし、令和3年3月までに申請する場合で、慣れ保育を利用し、一定の条件を満たす方は申請できます。詳細は別紙「育児休業中に学童クラブ入会申請をする方へ」をご確認ください。

例：保護者の勤務曜日が父母で異なる方の4週で16日保育を必要とする場合の判定

	日	月	火	水	木	金	土	保育を必要とする日数	
								1週	4週
父	勤務	休	勤務	勤務	勤務	勤務	休	-	-
母	休	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	休	-	-
保育を必要とする		×	保育を必要とする	保育を必要とする	保育を必要とする	保育を必要とする	×	4日	16日

この例では、火・水・木・金曜日を保育を必要とする日と認めて判定します。月曜日は母の就労日ですが、父の就労日ではないため、保育を必要とする日とは認めません。

（2）児童の状況

学童クラブ出席日数（ ）が**4週**で16日以上あり（新型コロナウイルス感染症の状況により変更する場合があります）学童クラブにおける生活の中で、自分の身の回りのことは自分のできる場合、児童について学童クラブ入会基準を満たすと判定します。

学童クラブでは、原則として医療行為は行えません。例えば、支援員が薬を預かり、服薬の介助をすることはできませんが、お子さんが薬を持参し、自分で飲むことは可能です。

なお、心身に障害のある児童の場合には、22ページに記載する要件を満たすことを必要としますので、必ずご確認ください。

出席日数の基本的な考え方

出席日数は、出席は1日、欠席は0日、早退は0.5日となります。

出席とは、児童が下校後、直接学童クラブ室に登室し、午後5時以降まで在室する場合です。午後5時より前に帰る場合は早退となります。

欠席、早退とは、「定期的な習い事や塾」等の学童クラブ以外の事業に参加する場合です。学校の課外授業や行事、健康上の理由（急な病気や怪我、それに伴う通院）および家庭事情による急用等は除きます。

入会選考基準〔入会優先順位に関する基準〕とは

入会選考基準とは、入会優先順位に関する基準です。入会指数が高い児童から入会の承認を行います。「(1)基準指数」に「(2)調整指数」を加えたものが入会指数です。

複数の保護者の基準指数が異なる場合は、低い方の基準指数を適用します。

$$\boxed{(1)\text{基準指数}} + \boxed{(2)\text{調整指数}} = \boxed{\text{入会指数}}$$

入会指数が同点の場合は、「(3)指数が同点の場合の判定方法」により、入会指数の高い児童から入会の承認を行います。

(1) 基準指数

保護者の状況に基づく基準指数は、以下の通りです。

【基準指数表】

保護者の状況		指数	
就労（注） （自営含む）	居宅外就労の場合	10	
	居宅内外就労の場合	9	
	居宅内就労の場合	8	
就学または技能訓練の場合		8	
疾病	入院の場合	10	
	居宅内療養	精神性疾患または感染性疾患の場合	10
		その他の場合	8
心身障害	身体障害者手帳1級・2級または愛の手帳1度・2度・3度、精神障害者保健福祉手帳1級・2級・3級に相当する場合	10	
	身体障害者手帳3級または愛の手帳4度に相当する場合	9	
	身体障害者手帳4級に相当する場合	8	
看護・付添い	入院の看護・付添い、居宅外での看護・付添いの場合	9	
	居宅内での看護・付添いの場合	7	
出産の場合		6	
その他	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧にあたっている場合	10	
	就労・就学が内定（新規雇用等予定）している場合	6	
	その他	10～6	

保護者が就労、就学または技能訓練、看護・付添いの場合、その状況により、次のとおり基準指数が減点されることがあります。

就労等の状況による基準指数の減点（保護者が就労、就学または技能訓練、看護・付添いの場合）

- 各保護者の保育を必要とする日数が4週で20日未満の場合 … 基準指数からマイナス1

就労で単身赴任家庭の場合は、単身赴任者本人については基準指数の減点は適用されません

(注) 就労における「居宅外」「居宅内外」「居宅内」の区分は次のとおりです。

「居宅外」... 自宅と異なる場所で就労する場合

自宅と就労場所が同一()だが、4週間のうち日曜日を除く16日以上を自宅と異なる場所で就労する場合

「居宅内外」... 自宅と就労場所が同一()だが、4週間のうち日曜日を除く8日以上16日未満を自宅と異なる場所で就労する場合

「居宅内」... 自宅と就労場所が同一()で、自宅と異なる場所での就労が4週間のうち日曜日を除く8日未満の場合

() 自宅と就労場所が同一建物内または同一敷地内の場合を指します。

(2) 調整指数

調整項目		指数
両親不存在家庭・ひとり親家庭		+ 2
単身赴任家庭		+ 1
児童の学年 心身に障害のある児童の高学年(4~6年生) については、調整指数を適用しない。	1年生	+ 2
	2年生	+ 1
	4年生	- 1
	5年生	- 2
	6年生	- 3
同居・近隣の祖父母(70歳未満)(注)	1名	- 0.5
	2名以上	1名増えるごとに - 0.5
心身に障害のある児童		+ 2
保育料の滞納	入会希望年度の前年度の9月までにその世帯の保育料滞納が3か月分以上ある場合	- 2
その他、上記に掲げる場合のほか、明らかに調整が必要と認められる場合		+ 3 ~ - 3

(注) 近隣の祖父母とは、児童の自宅から直線距離で500メートル以内に居住し、放課後の児童の保育が可能な祖父母をいいます。

(3) 指数が同点の場合の判定方法

判定順位	調整要件
1	新1年生である児童
2	複数の保護者の基準指数を加算し、算出された指数の高い児童
3	保育を必要とする4週間あたりの総時間数の多い児童(月曜から金曜の1年生は午後3時から午後7時まで、2年生以降は午後4時から午後7時まで、土曜日の午前8時から午後7時までのうち、保護者の勤務等時間と通勤等時間の合計時間数。複数の保護者がいる場合には合計時間数の少ない保護者による。)
4	保育を必要とする4週間あたりの総時間数の多い児童(月曜から金曜の1年生は午後3時から午後7時まで、2年生以降は午後4時から午後7時まで、土曜日の午前8時から午後7時までのうち、保護者の勤務等時間と通勤等時間の合計時間数。複数の保護者がいる場合には双方の合計時間数を合算した時間数。)
5	両親不存在世帯・ひとり親世帯に属する児童
6	保育を必要とする4週間あたりの総時間数の多い児童(月曜から土曜の勤務等時間と通勤等時間の合計時間数。複数の保護者がいる場合には合計時間数の少ない保護者による。)
7	保育を必要とする4週間あたりの総時間数の多い児童(月曜から土曜の勤務等時間と通勤等時間の合計時間数。複数の保護者がいる場合には双方の合計時間数を合算した時間数。)
8	児童の出席予定日数または出席日数の多い児童
9	その他

5 入会申請手続きについて

複数の学童クラブ（区立委託・ねりっこを含む）に重複して申請することはできません。児童一人につき提出できる申請書は1通です。書類に不備がある場合は、書類を揃えた上で申請をしていただき、全ての書類が揃った時点での申請受付となります。

（1）入会申請の受付期間・受付場所

入会申請の受付期間・受付場所は2ページ「受付期間と場所」をご覧ください。原則として、希望する学童クラブに、保護者の方が必要書類を直接提出してください。

新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、窓口の混雑が予想される一次申請および二次申請期間中は、申請書類等を郵送でもお受けします。郵送で提出される場合は、別紙「申請書類等を郵送で提出される方へ【注意事項】」を必ずお読みの上、ご提出ください。

なお、郵送による提出は各締切日必着です。

（2）入会申請できる学童クラブ

学童クラブは、児童が学校から歩いて通う施設です。原則として、小学校に対応した学童クラブで受入れを行っています。各小学校に対応する学童クラブは、26ページ「14 練馬区立小学校に対応する学童クラブ一覧」または申請書類と一緒にお渡しする小学校別の「学童クラブ入会のお知らせ」をご覧ください。なお、小学校に対応した学童クラブ以外を希望する場合には、申請先の学童クラブにご相談ください。

「国立・私立小学校に通学する方」および「指定校変更の申請（8条申請）をされる方」へ

上記の各区立小学校に対応する学童クラブにかかわらず、住所地や通学経路により申請先学童クラブを検討の上、申請してください。

また、指定校変更の申請は、申請理由にかかわらず学校運営に支障が生じる等の場合には承認されないことがあります。指定校変更が承認されないなどの理由で申請先学童クラブを変更する場合は、その時点で学童クラブ入会申請書等の再提出が必要となります。なお、再提出された場合には、その時点での申請扱いとなりますのでご注意ください。

（3）提出書類

入会申請書 児童一人につき1通必要です。

添付書類 保護者の状況により必要な書類が異なります。別紙「入会申請時に必要な書類について」で、必要な書類をご確認ください。

練馬区に転入予定の方へ

申請書提出日以降に練馬区に転入予定の方は、の他に練馬区内への転入と住所を確認できる「住宅賃貸契約書」または「住宅売買契約書」等の写しを提出してください。なお、金額等については塗り消しても構いません。

6 入会申請の結果について

一次申請の結果は令和3年2月中旬、二次申請の結果は令和3年3月中旬、それ以降の結果については、おおむね申請から2週間後に郵送でお知らせします。

・入会承認となる方

「入会承認通知書」を保護者の自宅宛に郵送します。

・入会待機となる方

「入会待機通知書」を保護者の自宅宛に郵送します。

（「8 入会待機となった場合（14ページ）」をご参照ください）

7 入会承認となった場合

(1) 入会承認期間

入会承認期間は、年度末（令和4年3月31日まで）を限度として、就労証明書、申立書等の提出書類により、原則として児童の保育を必要とする状況が確認できる期間までです。

派遣契約等で3か月ごとに更新するような就労契約の場合は、契約された期間までの入会承認となります。

例：就労形態が「パート・アルバイト」で、就労証明書に記載の契約期間が「令和2年7月から令和3年6月まで」の方（申請は令和3年度入会の一次申請期間に行った場合）

入会承認期間は「令和3年4月1日から令和3年6月30日まで」となります。

なお、入会承認期間の延長を申請する場合には、「学童クラブ入会延長申請書兼変更届」と、引き続き保育を必要とすることを証明する保護者の状況に応じた添付書類が必要です。

こちらについては、入会后、学童クラブからご案内します。

(2) 入会承認期間の特例

前記にかかわらず、入会の要件が次の「保育を必要とする形態」の場合には、入会承認期間が以下のとおりとなります。

保育を必要とする形態	入会承認期間
内定のとき 就労証明書に内定の記載がある場合	承認された入会日から1か月間
内定（新規雇用等予定）のとき 就労証明書が発行されず採用内定通知や合格通知等による場合	承認された入会日から1か月間
就労証明書の契約満了日が「入会申請書提出日から令和3（2021）年3月31日までの間の日付」のとき	承認された入会日から1か月間 令和3（2021）年3月31日までの申請で、就労証明書に契約の更新の有無「1 有」と記載がある場合に限る。
就労証明書の復職予定日が令和3（2021）年4月1日のとき	承認された入会日から1か月間
疾病、看護・付添いのとき	診断書等に記載された入院（療養）等の期間。 期間の記載がない場合は承認された入会日から6か月間。
出産（産休）のとき	産前産後を通じて16週間（産前8週、産後10週を限度とする）、多胎妊娠の場合は産前産後を通じて24週間（産前14週、産後10週を限度とする）。 出産日は産前に含み、産後は出産日の翌日から起算。
育児休業中（慣れ保育実施）に申請したとき	承認された入会日から1か月間 令和3（2021）年3月までの申請で、4月1日から入会する場合に限る。
その他	承認された入会日から1か月間 上記に掲げる場合の他、練馬区が必要と判断した場合。

(3) 入会後の変更事項について

入会后、入会申請時に提出した書類等の内容に変更が生じた場合は、直ちに入会している学童クラブまたは子育て支援課へ届け出てください。

特に、入会申請した保育を必要とする理由に変更があった場合(就労時間帯の変更、転職等)は、入会要件を満たすかどうかを確認する必要があるため、速やかに学童クラブへ連絡の上、必要な書類を用意し、所定の手続きを行ってください。

手続きが行われない場合は退会となります。

変更届等は各学童クラブに用意してあります。

8 入会待機となった場合

入会待機とは

学童クラブ入会基準を満たしているものの、入会申請者数が受入上限人数を超えたため申請した学童クラブに入会できず、入会可能となるまでお待ちいただく状況のことです。

令和3年度から、学童クラブ待機児童対策として、「ねりっこプラス」を開始します。

「ねりっこプラス」はねりっこ学童クラブを入会待機となった児童を対象に、ねりっこひろば事業終了(午後5時：冬期は午後4時半)後のひろば室を活用して、学童クラブに準ずる安全な居場所を提供する事業です。詳しくは18ページ「ねりっこプラスについて」をご覧ください。

(1) 一次申請で、申請先学童クラブを「入会待機」となった場合

一次申請で入会申請者数が受入上限人数を超えたときは、学童クラブ入会基準を満たしていても申請した学童クラブに入会できない場合があります。その場合は「入会待機通知書」を送付いたします。あわせて「申請先学童クラブの変更について」を送付し、近隣で空きがある学童クラブをご案内させていただきます。

当初入会を申請された学童クラブに入会可能となるまで待機されるか、近隣の学童クラブに申請先を変更されるかを選択していただけます。

なお、待機順位は入会選考基準の指数の高い方が上位となります。詳しくは10ページ「入会選考基準[入会優先順位に関する基準]とは」をご覧ください。

入会を承認された方が入会を辞退された場合等に待機順位が繰り上がります(待機順位が繰り上がっても、学童クラブからのお知らせはいたしません)。入会可能となった場合は、学童クラブからご連絡いたします。改めて保育を必要とする状況の確認をし、「就労証明書」等の再提出が必要な場合もありますので、ご了承ください。

16ページ【一次申請で区立学童クラブを待機になった場合】、17ページ【一次申請でねりっこ学童クラブを待機になった場合】をご参照ください。

注意事項

申請先を変更した後の学童クラブでも入会申請者数が受入上限人数を超え、入会不承認となった場合は、当初入会申請した学童クラブでの入会待機となります。

申請先を変更した後の学童クラブに入会しつつ、当初入会申請した学童クラブで入会待機し続けることはできません。

(2) 二次申請で、申請先学童クラブを「入会待機」となった場合

すでに一次申請で受入上限人数を超えている学童クラブへの入会を申請される場合は、学童クラブ入会基準を満たしていても「入会待機」となります。待機順位は入会選考基準の指数が高い方が上位となりますが、一次申請待機者の後の順位となります。なお、一次申請と違い申請先変更のご案内はいたしません。空きのある学童クラブへ申請先を変更する場合は、二次申請で入会申請した学童クラブへ「学童クラブ辞退届」を提出後、新たに希望する学童クラブへ申請し直してください。

二次申請受付開始時点で受入上限人数を超えていない学童クラブでも、二次申請で受入上限人数を超え、入会審査の結果、「入会待機」となる場合があります。入会審査についての詳細は8ページ「4 入会審査について」をご覧ください。

(3) 先着順受付で、申請先学童クラブを「入会待機」となった場合

すでに一次申請、二次申請等で受入上限人数を超えている学童クラブの入会を希望される場合は、学童クラブ入会基準を満たしていても「入会待機」となります。待機順位は入会選考基準の指数に関係なく先着順となりますが、一次申請待機者・二次申請待機者の後からの順位となります。

(4) 学童クラブを入会待機となった場合の放課後の居場所について

ねりっこ学童クラブを入会待機となった児童は、「ねりっこプラス」を利用することができます。利用を希望する場合は、あらかじめ申請が必要です(各ねりっこプラスごとに定員があります)。詳しくは18ページ「ねりっこプラスについて」をご覧ください。

学童クラブを入会待機となった場合に限り、近隣の児童館・地区区民館・厚生文化会館での「ランドセル来館」・「昼食場所の提供」の利用登録ができます。

・「ランドセル来館」・・・学校登校日の放課後(月～金曜日)にランドセルを持ったまま、児童館等に直接遊びに行くことができます。

・「昼食場所の提供」・・・三季休業中(春休み、夏休み、冬休み)等に児童館等で持参したお弁当を食べることができます。

登録に関する詳細については、3月中旬ごろ郵送でご案内いたします。

のねりっこプラスとあわせてご利用することができます。

の児童放課後等居場所づくり(学校応援団ひろば)事業・ねりっこひろばに参加した日は、ランドセル来館は利用できません。

旭町南地区区民館・田柄地区区民館は、施設工事のため、令和3年6月までランドセル来館を利用することはできません。

高学年については、の一般来館およびの児童放課後等居場所づくり(学校応援団ひろば)事業・ねりっこひろばをご利用ください。

児童館・地区区民館・厚生文化会館(児童室)を一般来館として利用できます。

【利用できる時間】	児童館・厚生文化会館(児童室)	地区区民館
月～金曜日	午前10時～午後6時	午後1時～午後6時
土曜日	午前9時～午後6時	午前9時～午後5時
三季休業中		午前9時～午後6時

一部利用時間が異なる場合があります。ご利用にあたっては、お近くの施設をご確認いただき、直接お問合せください。

昼食場所を提供している児童館・厚生文化会館(児童室)・地区区民館もありますので、ご利用については各館にお問い合わせください。

学童クラブ入会待機児に限らず、各区立小学校内で実施している「児童放課後等居場所づくり（学校応援団ひろば）事業」または「ねりっこひろば」が利用できます。
詳細は以下をご覧ください。

「児童放課後等居場所づくり（学校応援団ひろば）事業」とは

ねりっこひろば実施校を除く各小学校（28校）で実施しています。

学校の授業が終了した放課後に児童がそのまま学校のひろば室・校庭・図書室などで学校応援団スタッフの見守りのもと、自主遊びや自主学习などを行います。

ひろば事業の実施日は、学校の授業のある月～金曜日（学校により曜日は異なります）の放課後～午後5時（冬季は午後4時半）までです。

事前登録時に保険料（令和3年度は500円/年度）が必要となります。ただし、他の同様の保険に加入している場合は、この限りではありません。

学校応援団はPTAや地域の方々などで構成されています。学童クラブと異なり、お子さんをお預かりするものではありません。

三季休業中（春休み、夏休み、冬休み）は、実施していません。

【問い合わせ】子育て支援課 学校応援団・開放係 電話03-5984-1057（直通）

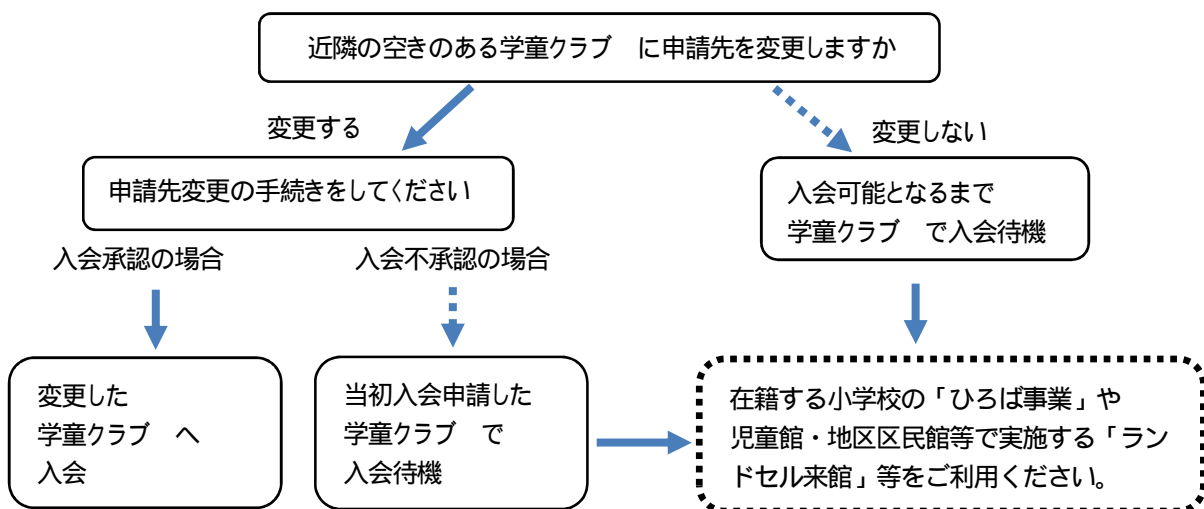
「ねりっこひろば」とは

ねりっこクラブ実施校（37校）では、「ねりっこひろば」として「児童放課後等居場所づくり（学校応援団ひろば）事業」と同様の事業を行います。ねりっこひろばの実施日は、授業のある月～土の放課後および三季休業中の月～金曜日の午前9時～午後5時（冬季は午後4時半）まで、事前登録時に保険料（令和3年度は500円/年度）が必要となります。

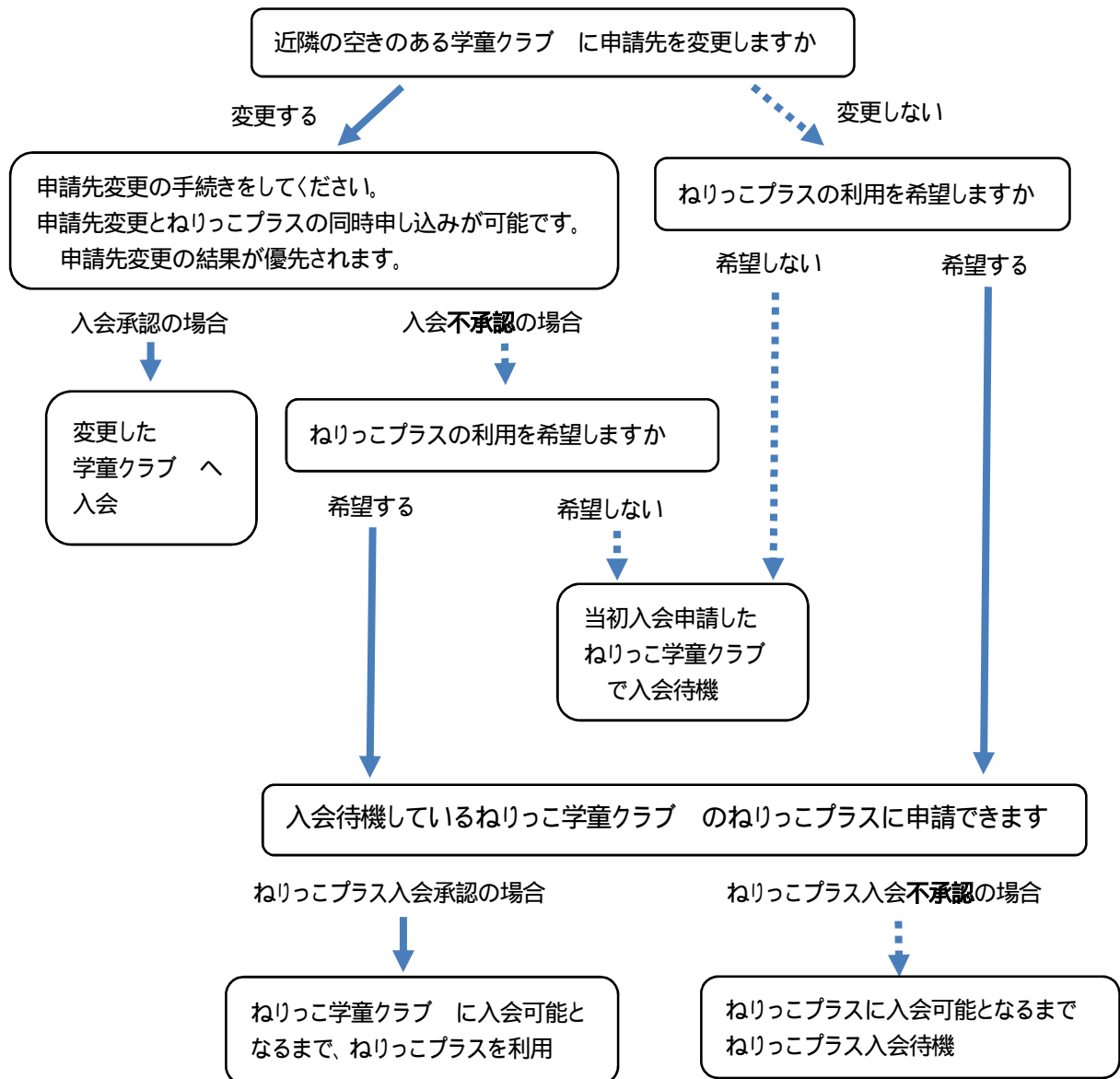
学童クラブとは異なり、お子さんをお預かりするものではありません。

【問い合わせ】子育て支援課 放課後児童対策係 電話03-5984-1519（直通）

【一次申請で区立学童クラブ を待機になった場合】



【一次申請でねりっこ学童クラブ を待機になった場合】



午後5時(冬期は午後4時半)までは、各校の「ひろば事業」や、児童館・地区区民館等で実施する「ランドセル来館」等をご利用ください。

9 ねりっこプラスについて

【問い合わせ】子育て支援課 放課後児童対策係
電話03 - 5984 - 1519 (直通)

ねりっこプラスとは

令和3年度から、学童クラブ待機児童対策として、「ねりっこプラス」を開始します。

「ねりっこプラス」は、ねりっこ学童クラブを入会待機となった児童を対象に、ひろば事業終了(午後5時:冬期は午後4時半)後のひろば室を活用して、学童クラブに準ずる安全な居場所を提供する事業です。

利用を希望される場合は、あらかじめ申請が必要です。ねりっこ学童クラブを待機となった場合、待機通知に同封してお知らせしますので、別途、申請手続きをお願いします。

1 事業内容

ひろば事業終了後に、ひろば室で過ごすことができます。

ひろば実施時間(放課後から午後5時、冬期は午後4時半)までは、ひろば事業をご利用ください。ひろば終了時から、ひろば室で学童クラブと同様の保育を行います。児童の出席日数の要件やおやつ提供はありません。以下の2通りの利用方法があります。

A 登録(Aカード)

放課後(学校のない日は午前9時)ひろば事業に参加した時点で、出欠確認を行います。

- ・出欠予定は月ごとにカードに記入して提出してください。職員が確認します。
- ・児童は、下校後直接ひろば室に入室しAカードを職員に提出します。職員は出欠予定と帰宅時間を確認します。
- ・一度帰宅したり、途中で習い事に行ったりすることはできません。

B 登録(Bカード)

午後5時(冬期は午後4時半)時点で、出欠確認を行います。

- ・出欠予定は月ごとにカードに記入して提出してください。職員が確認します。
- ・児童は午後5時にひろば室で出席確認ができるように入室し、Bカードを職員に提出します。職員は出欠予定と帰宅時間を確認します。
- ・下校後ひろば室で5時まで過ごしても、一度帰宅してからひろばに来て構いません。(荷物をひろば室に置いたまま習い事に行く等の外出はできません)

利用方法の変更(A登録/B登録)は、年4回(4・7・9・1月)可能です。

下校時から午後5時(冬期は午後4時半)までについては、ひろば事業(見守り)への参加です。ねりっこプラス(保育)は、ひろば事業が終了した後の午後5時(冬期は午後4時半)からの事業です。午後5時(冬期は4時半)より前に帰宅する日は、ねりっこプラス欠席の扱いになります。

朝(午前8~9時)夕(午後6~7時)の、学童クラブ延長保育をご利用いただけます。夕方の延長保育をご利用の際は、必ず保護者のお迎えをお願いします。出席人数が少ない場合は、学童クラブ室で合同保育を行う場合があります。

2 対象児童・定員

ねりっこ学童クラブに申請し、待機となった児童

- ・各ねりっこプラスごと、ひろば室の面積に応じた定員があります(最大45名)
- ・心身に障害のある児童の受け入れは行いません。

3 実施日時

曜日	学校登校日	学校休業日(夏休み等)
月～金曜	午後5時～6時	午後5時～6時
土曜	午後5時～6時	午前9時～午後6時

午後5時(冬期は4時半)までは、ひろば等をご利用ください。

- ・日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです。
- ・朝(午前8～9時)、夕(午後6～7時)の、学童クラブ延長保育を利用することができます。

4 実施場所 ひろば室

5 保育料

月額1,000円

延長保育を利用する際は、別途延長保育料がかかります。(朝)月額500円(夕)月額2,000円

- ・毎月1日に在籍している場合は、その月の保育料がかかります。
- ・保育料の日割り計算は行いません(出席日数が少ない等の理由による減額はありませぬ)
- ・一定の条件に当てはまる場合は、保育料が免除になる場合があります。7ページの「保育料の納付方法と免除申請について」をご覧ください。

6 申請方法

申請に関する詳細については、「令和3年度ねりっこ学童クラブ入会待機通知書」に同封し、保護者の自宅に郵送します。

7 ねりっこプラスをご利用になれない場合

以下の場合、ねりっこプラスをご利用いただくことができません。

- (1)学童クラブに入会することになった場合
- (2)学童クラブの入会待機を辞退する場合
- (3)学童クラブに待機する児童がない場合

10 高学年(4～6年生)の申請について

(1) 入会申請できる学童クラブについて

一部の学童クラブで高学年(4～6年生)の受入れを行っています。

対象となるのは、以下の要件の両方を満たした学童クラブです。

児童館・厚生文化会館・地区区民館内の学童クラブ

基準日において、低学年(小学1～3年生)の受入人数が定員を下回る学童クラブ

令和3年度の対象施設については、2月上旬に区ホームページ内、暮らしのガイド「子育て」の「学童クラブ」で見込み状況をお知らせする予定です。

申込みができる学童クラブは **令和3年3月1日(月)午後7時(基準日)に確定**します。

申込みができる学童クラブの見込み状況を2月上旬および2月19日(金)対象施設の確定を3月1日(月)午後7時に、区ホームページ内、暮らしのガイド「子育て」の「学童クラブ」でお知らせする予定です。

高学年受入れ施設については、入会申請状況および施設状況により、今年度対象施設であっても、次年度は対象とならない場合があります。ご了承ください。

(2) 入会申請手続きについて

複数の学童クラブ(区立委託・ねりっこを含む)に重複して申請することはできません。児童一人につき提出できる申請書は1通です。書類に不備がある場合は、書類を揃えた上で申請をしていただき、全ての書類が揃った時点での申請受付となります。

入会申請の受付期間・受付場所

期間	令和3年3月2日(火)から (3月2日・3日の申請が定員を超えた場合は選考基準に基づき審査。以降、先着順受付)	
曜日	月～土曜日(祝日を除く)	月～金曜日(祝日を除く)
場所	入会を希望する練馬区立学童クラブ 対象施設については、2月上旬に区ホームページで見込み状況をお知らせする予定です。	練馬区子育て支援課 (練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎10階)
時間	月～金曜日 午前9時30分～午後6時 土曜日 午前9時～午後5時	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 3月2日(火) 午前8時30分～午後8時

入会希望日(育児休業中の場合、職場復帰日以降)の14日前から受付を行います。

提出書類

入会申請書 児童一人につき1通必要です。

添付書類 保護者の状況により必要な書類が異なります。別紙「入会申請時に必要な書類について」で、必要な書類をご確認ください。

(3) 入会審査について

提出された書類を基に学童クラブ入会基準を満たすかどうかを確認します。

令和3年3月2日・3日の受付については、申請者が定員を超えた場合、入会選考基準による審査を行い、入会の承認を行います。

3月4日以降は、先着順での受付になります。

(4) 入会申請の結果について

おおむね申請から2週間後までに郵送でお知らせします。

- ・入会決定となる方 ... 「入会承認通知書」を保護者の自宅宛に郵送します。
- ・入会待機となる方 ... 「入会待機通知書」を保護者の自宅宛に郵送します。

(5) 入会待機となった場合

入会待機とは

学童クラブ入会基準を満たしているものの、入会申請者数が定員を超えたため申請した学童クラブに入会できず、入会可能となるまでお待ちいただく状況のことです。

入会している児童が退会された等により、入会可能となった場合には、学童クラブから個別にご連絡いたします。

低学年の待機者がいる場合は、低学年の中で待機順位の低い方を先行してご連絡させていただく場合があります。

空きのある学童クラブへ入会を希望する場合は、入会申請した学童クラブへ「学童クラブ辞退届」を提出後、新たに希望する学童クラブへ申請し直してください。

学童クラブを入会待機となった場合の放課後の居場所について

児童館・地区区民館・厚生文化会館（児童室）を一般来館として利用できます。

学童クラブ入会待機児にかぎらず、区立小学校内で実施している「児童放課後等居場所づくり（学校応援団ひろば）事業」または「ねりっこひろば」が利用できます。

各詳細は、15ページの(4)をご覧ください。

高学年については、ねりっこプラスやランドセル来館の対応はしていません。

1.1 心身に障害のある児童の学童クラブ入会申請について

(1) 入会の要件

練馬区では、心身に障害があり、学童クラブに入会できる児童（7ページ「3 学童クラブに入会できる児童」参照）の要件をすべて満たし、下の「児童の状況」に該当する児童を対象に、学童クラブでの受け入れを行っています。

児童の状況

- ・学童クラブの集団生活において、適切な保育および指導が実施できること
- ・障害の程度が軽度から中度までであり、日々学童クラブに通うことができること

(2) 対象となる児童

身体障害者手帳、愛の手帳の交付を受けている児童（手帳の写しを申請時に提出してください。）
特別支援学校および特別支援学級に入学予定または在籍している児童
医師、児童相談所、発達障害者支援センター等公的機関の意見等により、の児童と同等の障害を有していると認められる児童のうち、障害児としての入会を希望する児童

上記の特別支援学校および特別支援学級に入学予定の児童、並びに上記の児童は、公的機関が作成した意見書等を申請時に提出してください。詳細は学童クラブ職員にご確認ください。

(3) 受入人数

- ・心身に障害のある児童は、障害児優先受入人数を設定し、受け入れを行います。
- ・障害児優先受入人数は、1学童クラブあたり2名までです（区立委託学童クラブは3名まで）。
ねりっこ学童クラブは、1学童クラブあたり、25ページに記載された人数まで。
- ・児童館・地区区民館・厚生文化会館内の学童クラブ（以下「児童館等併設学童クラブ」という。）は、各施設の受入上限人数の範囲内であれば、障害児優先受入人数を超えて受け入れます。
- ・児童館等併設学童クラブ以外は、障害児優先受入人数を上限として受け入れます。

区立委託学童クラブ・区立ねりっこ学童クラブ、児童館等併設学童クラブについては、24～25ページの「12 練馬区立学童クラブ一覧」および「13 練馬区立ねりっこ学童クラブ一覧」をご覧ください。

(4) 選考の方法

1クラブの障害児優先受入人数を超えた入会申請があった場合は、「入会選考基準(10～11ページ参照)」により入会承認する児童を決定します。施設の定員の状況等により、ご希望の学童クラブに入会できない場合は、入会申請書にご記入いただいた希望順位に基づき、入会可能な学童クラブを紹介させていただくか、または入会を待機（空きが出るまで待つ）となる場合があります。あらかじめご了承ください。

児童館等併設学童クラブでは、障害児優先受入人数を超えて障害児を受け入れます。当該学童クラブの全体的入会申請が受入上限人数を超えた場合は、障害児優先受入人数内での入会選考後、一般の申請児童と共に、「入会選考基準」により入会する児童を決定することになります。

入会選考基準における調整指数について

- ・障害児は、心身に障害のある児童として「+2」を適用します。
- ・4年生以上の障害児は、児童の学年による「-1から-3」を適用しません。

入会審査の順序

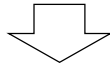
一次申請期間内に申請があった心身に障害のある児童（障害児優先受入人数内）
一次申請期間内に申請があった一般の児童（障害児優先受入人数外の障害児を含む）
二次申請期間内に申請があった心身に障害のある児童（障害児優先受入人数内）
二次申請期間内に申請があった一般の児童（障害児優先受入人数外の障害児を含む）
上記期間後に申請のあった児童

全体の申請状況によっては、心身に障害のある児童が0名のまま、受入上限人数まで入会承認を決定する学童クラブもあります。各学童クラブで、常に障害児優先受入人数分の入会枠を確保している訳ではありません。

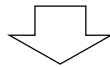
（5）申請から入会決定までの流れ

入会基準（保育を必要とする状況）の審査を行い、入会基準を満たしていることを確認後、児童の状況（障害が中程度までで、学童クラブの集団生活において、適切な保育および指導が実施できるか）に基づき入会の可否を検討いたします。

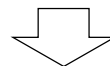
入会申請・入会基準審査



第1希望の学童クラブで、保護者・お子さんと学童クラブ所長・職員が面談させていただきます。



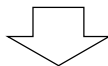
お子さんが在籍している保育園等に、日頃の生活の様子を問い合わせたり、や学童クラブ職員等が見学させていただくことがあります。どちらも事前に保護者の方の同意を得て行います。



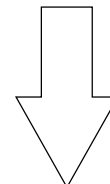
外部専門委員を含めた委員による「障害児入会検討会議」で、入会の可否を検討します。
お子さんの障害等の状況および学童クラブの設備の状況によっては、受入が困難な場合があります。

申請数が障害児優先受入人数内の場合

申請数が障害児優先受入人数を超えた場合



申請先の学童クラブに
障害児優先受入人数内で入会



入会申請書にご記入いただいた第1希望、第2希望、第3希望の希望順位に基づき、審査をさせていただきます。

待機となった場合は、第1希望の学童クラブで入会待機となります。

（児童館等併設学童クラブでは、各施設の受入上限人数の範囲内であれば、障害児優先受入人数を超えて受け入れます。そのため、心身に障害のある児童の入会が多人数となることがあります。）

12 練馬区立学童クラブ一覧(50音順)

児童館等併設欄に「」の記載がある場合は、障害児の受入を拡大している施設です。区立委託欄に「」の記載がある場合は、運営を民間事業者等に委託しています。

合同保育欄に「」の記載がある場合は、令和2年11月現在、土曜日に合同保育を実施しています。お申込みをされる際には、職員が不在の場合がありますので一度各学童クラブへお問い合わせください。

児童館等併設	区立委託	合同保育	学童クラブ	所在地	電話番号	定員	2年度実績 (4月1日時点)		対応する主な小学校
							在籍数	待機数	
			大泉北小	大泉町4-28-22	3925-2690	40	60	10	大泉北小
			大泉桜学園	大泉学園町9-2-12	3924-8411	40	52	0	大泉桜学園
			大泉小	東大泉4-25-1	3921-3639	30	33	8	大泉小
			大泉第二小	南大泉4-29-11	3924-8771	40	65	5	大泉第二小
			大泉西小	西大泉4-25-2	3925-8755	40	45	0	大泉西小
			大泉東小(第一・第二)	東大泉1-22-1	3923-9214	80	113	0	大泉東小
			上石神井児童館	上石神井1-5-2	3929-6943	40	57	0	上石神井小
			北町児童館	北町1-19-17	3931-5481	40	60	1	北町小・仲町小
			北町小	北町1-14-11	3550-8057	30	39	0	北町小
			北町はるのひ児童館 1	北町6-35-7	未定	40			練馬東小・田柄第二小・北町西小・早宮小
			1 R2.11.12～R3.3.26の期間は春日町児童館学童クラブで申請を受け付けます。所在地・連絡先は右記のとおりです。	春日町2-28-3	3998-8799				
			厚生文化会館	練馬4-2-3	3991-3080	40	60	4	南町小
			栄町児童館	栄町40-7	3994-3287	35	46	0	旭丘小・小竹小・開進第三小
			桜台地区区民館	桜台3-39-17	3993-5462	40	50	0	開進第二小・開進第三小
			下石神井地区区民館	下石神井6-8-15	3904-5062	40	60	29	下石神井小
			石神井児童館	石神井町7-28-21	3996-3800	40	25	0	光和小・大泉東小
			石神井小(第一・第二)	石神井台1-1-25	5393-1909	80	81	0	石神井小
			石神井台けやき	石神井台6-2-10	3924-1882	40	44	0	上石神井北小・大泉南小
			石神井台児童館	石神井台2-18-13	3995-8267	40	60	35	上石神井北小
			石神井町	石神井町8-1-10	3995-8424	40	55	1	光和小
			石神井西小	関町北1-1-5	3594-8020	40	60	15	石神井西小
		○	関町北	関町北5-4-12	3929-3290	35	40	3	関町北小
		○	関町北地区区民館	関町北4-12-21	3594-2604	40	60	8	関町北小・石神井台小
			関町児童館	関町南4-15-7-102	3920-1601	40	27	0	関町小
			泉新小	三原台3-18-30	5387-0775	40	54	13	泉新小
			高松地区区民館	高松3-24-27	3999-7911	40	45	0	高松小
			土支田児童館	土支田2-32-8	3925-4784	40	60	5	豊溪小・八坂小
			豊玉	豊玉南3-32-11	3991-2580	40	39	0	豊玉小・豊玉南小・中村小
			豊玉第二小	豊玉上2-16-1	3994-6764	35	40	8	豊玉第二小
			豊玉南小	豊玉南2-14-1	3993-0044	40	65	0	豊玉南小
		○	中村児童館(第一・第二)	中村2-25-3	3998-4890	80	95	0	中村小・中村西小
			中村小	中村2-8-1	3577-0530	40	48	0	中村小
			西大泉地区区民館	西大泉5-3-32	3921-6494	40	45	0	大泉第四小
			貫井地区区民館	貫井1-9-1	3926-7218	40	60	21	練馬第三小
		○	早宮さくら	早宮3-13-31	3993-3153	40	45	3	早宮小・練馬東小・開進第一小
		○	早宮小	早宮4-10-17	5999-9531	35	40	10	早宮小
		○	東大泉児童館(第一・第二)	東大泉7-20-1	3921-8100	80	130	31	大泉南小・大泉第二小
			東大泉地区区民館	東大泉3-53-1	3921-8299	40	50	4	大泉小
			光が丘あさがお	光が丘5-5-5	3976-6345	40	44	0	光が丘四季の香小 光が丘夏の雲小 光が丘秋の陽小 光が丘春の風小
		○	光が丘コスモス	光が丘3-3-4-105	3976-4575	40	50	0	
		○	光が丘しいのき	光が丘2-10-4-201	5998-3088	40	25	0	
			光が丘すみれ	光が丘5-2-5-104	3976-8231	40	60	5	
			光が丘どんぐり	光が丘3-8-12	3939-8568	40	60	2	
			氷川台地区区民館	氷川台2-16-14	3932-2065	40	41	0	仲町小
			平和台児童館	平和台2-18-14	3550-8058	40	50	2	開進第一小・仲町小・北町小
			南が丘小	南田中2-13-1	3995-7138	30	45	9	南が丘小
			南田中児童館	南田中5-15-25	3995-5534	40	56	0	南田中小
			三原台児童館	三原台2-11-29	3924-8796	40	53	0	北原小・泉新小・橋戸小
			谷原あおぞら	谷原5-6-5	3996-9500	40	55	0	谷原小・北原小・光和小

区立委託学童クラブは朝・夕の延長保育を実施しています。(P6)

令和2年度は定員を超える申請数があった学童クラブについて、学童クラブ室の面積等を勘案したうえで、弾力的に受入上限数を増やして運営を行っています。令和3年度については入会申請の状況等により、改めて受入上限数を判断します(各学童クラブにより受入上限は異なります)。

13 練馬区立ねりっこ学童クラブ一覧(50音順)

運営を民間事業者等に委託しています。

児童館等併設	区立委託	合同保育	学童クラブ	所在地	電話番号	利用定員	2年度実績 (4月1日時点)		対応する主な小学校	障害児受入数
							在籍数	待機数		
			旭町小	旭町2-29-1	3975-5438	90	60	9	旭町小	4
			大泉学園小	大泉学園町4-7-8	3867-3561	90	71	0	大泉学園小	4
			大泉学園緑小	大泉学園町5-11-37	3922-8662	90	62	0	大泉学園緑小	4
			大泉第一小(R3.4～開設) 2	大泉町3-16-23	未定	65			大泉第一小	4
2 R2.11.12～R3.3.31の期間は北大泉地区区民館学童クラブ(R3.4～廃止)で申請を受付けます。所在地・連絡先は右記のとおりです。				大泉町2-41-26 (北大泉地区区民館)	3978-0324					
			大泉第三小	大泉学園町3-22-2	3921-7937	90	90	3	大泉第三小	4
			大泉第六小	南大泉5-25-29	3978-0326	88	50	18	大泉第六小	4
			大泉南小(R3.4～開設) 3	東大泉6-28-1	未定	85			大泉南小	4
3 R2.11.12～R3.3.31の期間は東大泉児童館学童クラブ、石神井台けやき学童クラブで申請を受付けます。所在地・連絡先は右記のとおりです。				東大泉7-20-1 (東大泉児童館)	3921-8100					
				石神井台6-2-10 (石神井台けやき)	3924-1882					
			開進第一小	早宮2-1-31	3931-5482	90	60	11	開進第一小	4
			開進第二小	桜台5-10-5	3994-6814	90	40	20	開進第二小	4
			開進第三小	桜台2-18-1	3993-2653	90	90	16	開進第三小	4
			開進第四小	羽沢2-33-1	3994-3008	135	90	0	開進第四小	6
			春日小	春日町5-12-1	3926-7414	90	79	0	春日小	4
			上石神井小	上石神井4-10-4	3928-4640	90	90	6	上石神井小	4
			北原小	谷原4-9-1	3904-5739	90	90	16	北原小	4
			北町西小	北町7-3-8	3931-5148	90	85	0	北町西小	4
			向山小	向山2-14-11	3926-0958	90	90	2	向山小	4
			下石神井小(R3.4～開設) 4	下石神井2-20-18	未定	90			下石神井小	4
4 R2.11.12～R3.3.31の期間は下石神井地区区民館学童クラブで申請を受付けます。所在地・連絡先は右記のとおりです。				下石神井6-8-15 (下石神井地区区民館)	3904-5062					
			石神井台小	石神井台8-6-33	3929-4926	90	90	1	石神井台小	4
			石神井東小	南田中3-9-1	3995-6561	90	81	0	石神井東小	4
			関町小	関町北3-23-34	3929-0311	90	90	8	関町小	4
			高松小	高松3-16-1	3998-1020	90	90	15	高松小	4
			田柄小	田柄2-19-34	3975-5436	120	112	0	田柄小	6
			田柄第二小	田柄1-5-27	5997-0023	90	89	0	田柄第二小	4
			立野小	立野町17-6	3920-2154	90	90	1	立野小	4
			豊玉小	豊玉中4-2-20	3993-6200	90	81	0	豊玉小	4
			豊玉東小	豊玉北1-16-1	6914-9188	90	90	5	豊玉東小	4
			仲町小	氷川台2-18-24	3550-9539	90	90	0	仲町小	4
			中村西小	中村北4-17-1	3990-2977	90	90	6	中村西小	4
			練馬小	春日町6-11-36	3970-8654	90	79	0	練馬小	4
			練馬第二小	貫井2-31-13	3999-1190	90	50	11	練馬第二小	4
			練馬東小	春日町1-30-11	3970-0820	90	40	3	練馬東小	4
			光が丘秋の陽小	光が丘2-1-1	3976-6106	65	58	0	光が丘秋の陽小	4
			光が丘第八小	光が丘1-4-1	3930-1223	90	38	0	光が丘第八小	4
			光が丘春の風小	光が丘7-3-3-102	5997-7171	90	90	3	光が丘春の風小	4
			富士見台小	富士見台4-16-10	3999-5355	135	127	0	富士見台小	6
			八坂小	土支田4-47-15	5387-0712	90	70	0	八坂小	4
			谷原小	谷原2-9-26	3904-2605	90	90	1	谷原小	4

区立委託学童クラブ(ねりっこ学童クラブ)は朝・夕の延長保育を実施しています(P6)。

14 練馬区立小学校に対応する学童クラブ一覧

小学校 (50音順)	対応する学童クラブ
旭丘小	栄町児童館
旭町小	旭町小ねりっこ
大泉小	大泉小・東大泉地区区民館
大泉第一小	大泉第一小ねりっこ
大泉第二小	大泉第二小・東大泉児童館(第一・第二)
大泉第三小	大泉第三小ねりっこ
大泉第四小	西大泉地区区民館
大泉第六小	大泉第六小ねりっこ
大泉東小	大泉東小(第一・第二)・石神井児童館
大泉西小	大泉西小
大泉南小	大泉南小ねりっこ・東大泉児童館(第一・第二)・石神井台 けやき
大泉北小	大泉北小
大泉学園小	大泉学園小ねりっこ
大泉学園緑小	大泉学園緑小ねりっこ
大泉桜学園	大泉桜学園
開進第一小	開進第一小ねりっこ・平和台児童館・早宮さくら
開進第二小	開進第二小ねりっこ・桜台地区区民館
開進第三小	開進第三小ねりっこ・桜台地区区民館・栄町児童館
開進第四小	開進第四小ねりっこ
春日小	春日小ねりっこ
上石神井小	上石神井小ねりっこ・上石神井児童館
上石神井北小	石神井台けやき・石神井台児童館
北原小	北原小ねりっこ・三原台児童館・谷原あおぞら
北町小	北町小・北町児童館・平和台児童館
北町西小	北町西小ねりっこ・北町はるのひ児童館
向山小	向山小ねりっこ
光和小	石神井児童館・石神井町・谷原あおぞら
小竹小	栄町児童館
下石神井小	下石神井小ねりっこ・下石神井地区区民館
石神井小	石神井小(第一・第二)
石神井東小	石神井東小ねりっこ
石神井西小	石神井西小
石神井台小	石神井台小ねりっこ・関町北地区区民館

小学校 (50音順)	対応する学童クラブ
関町小	関町小ねりっこ・関町児童館
関町北小	関町北・関町北地区区民館
泉新小	泉新小・三原台児童館
高松小	高松小ねりっこ・高松地区区民館
田柄小	田柄小ねりっこ
田柄第二小	田柄第二小ねりっこ・北町はるのひ児童館
立野小	立野小ねりっこ
豊玉小	豊玉小ねりっこ・豊玉
豊玉第二小	豊玉第二小
豊玉東小	豊玉東小ねりっこ
豊玉南小	豊玉南小・豊玉
仲町小	仲町小ねりっこ・氷川台地区区民館・平和台児童館・北町 児童館
中村小	中村小・中村児童館(第一・第二)・豊玉
中村西小	中村西小ねりっこ・中村児童館(第一・第二)
練馬小	練馬小ねりっこ
練馬第二小	練馬第二小ねりっこ
練馬第三小	貫井地区区民館
練馬東小	練馬東小ねりっこ・北町はるのひ児童館・早宮さくら
橋戸小	三原台児童館
早宮小	早宮小・早宮さくら・北町はるのひ児童館
光が丘秋の陽小	光が丘秋の陽小ねりっこ・光が丘あさがお・光が丘すみ れ・光が丘しいのき・光が丘どんぐり・光が丘コスモス
光が丘四季の香小	光が丘あさがお・光が丘すみれ・光が丘しいのき・光が丘 どんぐり・光が丘コスモス
光が丘夏の雲小	光が丘あさがお・光が丘すみれ・光が丘しいのき・光が丘 どんぐり・光が丘コスモス
光が丘春の風小	光が丘春の風小ねりっこ・光が丘あさがお・光が丘すみ れ・光が丘しいのき・光が丘どんぐり・光が丘コスモス
光が丘第八小	光が丘第八小ねりっこ
富士見台小	富士見台小ねりっこ
豊溪小	土支田児童館
南が丘小	南が丘小
南田中小	南田中児童館
南町小	厚生文化会館
八坂小	八坂小ねりっこ・土支田児童館
谷原小	谷原小ねりっこ・谷原あおぞら

学童クラブの入会申請は、原則として小学校に対応する学童クラブにしてください。

各小学校では学童クラブのほかに、児童放課後等居場所づくり(学校応援団ひろば)事業または、ねりっこひろばが行われています。

小学校内の児童放課後等居場所づくり(学校応援団ひろば)事業・ねりっこひろばの詳細について
学童クラブとは異なり、お子さんをお預かりするものではありません。詳細は16ページをご覧ください。